

災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区(以下「甲」という。)と有限会社東松建設(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めたときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(資機材等の供給)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

(指揮命令)

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

(請求及び支払)

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。なお、費用については、無償とする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月16日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区江戸川六丁目11番17号

有限会社東松建設

代表取締役 松澤 和紀

災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区(以下「甲」という。)と有限会社トーシン(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めたときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(資機材等の供給)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

(指揮命令)

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

(請求及び支払)

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。なお、費用については、無償とする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月16日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区北葛西一丁目2番22号

有限会社トーシン

代表取締役 松澤 孝子